

## 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は「電子的診療情報連携体制整備加算2」の施設基準に係る届出を行っています。

医療DXを推進するため以下の体制を整備しています。

- オンライン資格確認等システムを利用してマイナ保険証を含む保険資格情報の確認
- 患者様の同意に基づき、オンライン資格確認等システムを利用して診療情報・薬剤情報・特定健診情報などを取得し、質の高い医療の提供への活用
- 電子カルテ等を用いて電子的に診療情報を適切に管理する体制

これらの情報の取得・活用にあたっては個人情報保護に関する法令等を遵守し、セキュリティの確保に努めています。

※電子的診療情報連携体制整備加算とは

電子的に診療情報をやりとり、活用する体制が整っている医療機関を評価するための診療報酬上での加算